

鶴岡市雇用調整助成金申請代行補助事業に関するQ&A

1. 制度の概要について

Q1 鶴岡市雇用調整助成金申請代行補助金(以下、補助金)の概要を教えてください。

A 1 鶴岡市内に所在地がある事業所で休業し、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金(以下、助成金等)の申請を社会保険労務士や弁護士(以下、社労士等)に依頼した事業者に対し、その経費(消費税及び地方消費税は除く)を補助する制度です。

2. 申請全般について

Q2 本社は県外にありますが、鶴岡市内に支店や営業所があります。申請できますか。

A 2 鶴岡市内に所在地がある事業所(支店・営業所含む)があり、社労士等に申請を依頼した場合は申請できます。

Q3 本社は鶴岡市内にありますが、市外の支店や営業所のみ休業を行いました。申請できますか。

A 3 鶴岡市内に所在地がある事業所が休業を行った場合のみ対象となりますので、この場合は申請できません。

3. 対象経費について

Q4 補助対象の経費は具体的にどのような経費が該当しますか。

A 4 着手金や書類作成経費等、助成金の申請代行に伴い社労士等へ支払う経費(手数料全般)が対象となります。ただし、顧問報酬や当該費用にかかる消費税及び地方消費税は対象外となります。

Q5 県外在住の社労士等に代行申請を依頼しました。市補助金の対象となりますか。

A 5 対象となります。

Q6 助成金等の相談や就業規則の作成のみを社労士等へ依頼し、助成金等の申請は自分で行いました。補助金の対象となりますか。

A 6 助成金等の代行申請を社労士等に依頼した場合が対象となりますので、ご質問のケースでは対象になりません。

Q7 令和2年度に当補助金の申請を行いました。令和3年度も申請は可能ですか。

A 7 令和2年度の申請時と異なる休業期間でかつ、補助金額が40万円未満の場合において、差額分の申請可能です。そのため、令和2年度において40万円に達している場合は、申請できませんのでご注意ください。

Q8 鶴岡市内の支店と市外の支店をまとめて助成金等の申請を行いました。この場合の市の補助金申請はどうすればよいでしょうか。

A 8 鶴岡市内の支店分のみが対象となり、従業員数で按分します。下記の計算式で補助申請額を計算してください。なお、額の確認のため、市内支店の従業員数が分かる書類と、計算表(任意様式)を申請時に添付してください。

<補助対象経費 計算式>

$$\frac{\text{社労士等への支払った額 (※助成金等の代行申請に要した経費のみ)}}{\times (\text{市内支店の従業員数} \div \text{助成金申請時の全従業員数})}$$

で算出された額から千円未満を切り捨てた金額が、補助対象経費となります。

4. 申請回数について

Q9 雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金を両方申請しました。市への補助金申請は分けて行う必要がありますか。

A 9 市への補助申請は1つにまとめて申請することが可能です。また、補助金の上限40万円に達するまでは複数回の申請が可能です。

5. 申請要件について

Q10 助成金等の支給決定を受ける前に市への補助金申請はできますか。

A 1 0 領収証など申請に必要な書類が準備できれば、支給決定の前でも市へ補助金申請は可能です。但し、Q 1 6 に該当する場合は、支給決定後の申請をお願いいたします。

Q11 助成金等が不支給となった場合でも市へ補助金の申請はできますか。

A 1 1 不支給の場合で、社労士等へ支払いを行った場合は、市の補助金申請は可能です。

Q12 市への補助金申請を社労士等が代行できますか。

A 1 2 補助金の申請者は事業所を想定しているため、代行申請はできません。

Q13 複数の自治体に事業所があり、既に他自治体などから類似の補助金を受け取っています。申請できますか。

A 1 3 補助対象事業者の要件を満たす場合は、申請できます。ただし、鶴岡市の補助対象経費(Q 4 参照)に対し、他自治体等から既に補助を受けている場合は、その一部又は全部が補助対象外となります。

6. 申請書類の記入方法について

Q14 市の補助金交付申請書の中の「従業員数」は、鶴岡市内の事業所の人数ですか。また、従業員数の定義はありますか。

A14 申請者（法人・事業主）が雇用している人数となります。助成金等の申請人数ではありませんのでご注意ください。

なお、従業員数は、中小企業基本法の条文にある「常時使用する従業員」を指しています。そのため、パートやアルバイト、派遣社員等も含める場合があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご覧ください。

(参考) <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hourei/kihonhou/>

7. 添付書類について

Q15 ハローワーク鶴岡へ郵送での助成金等の申請を行ったため、受付印が押された「助成金等の支給申請書の写し」が手元にありません。その場合はどうすればよいでしょうか。

A15 ハローワーク鶴岡（0235-25-2501）にご相談いただき、ご準備をお願いします。

Q16 山形労働局へ郵送で助成金等の申請を行ったため、ハローワーク鶴岡の受付印が押された「支給申請書の写し」がありません。その場合はどうすればよいのでしょうか。

A16 提出した「支給申請書の控え」と「支給決定通知の写し」の2点を添付してください。なお、山形労働局の受付印が押された「支給申請書の写し」をお持ちであれば、それを添付して申請することが可能です。

Q17 オンラインで助成金等の申請を行ったため、ハローワーク鶴岡の受付印が押された「支給申請書の写し」がありません。その場合はどうすればよいのでしょうか。

A17 申請時に登録したメールアドレスへ通知が届きますので、そのメールを印刷していただき、「支給申請書の控え」とともにご提出ください。

Q18 社労士等への支払いを銀行振込で行ったため、手元に領収証がありません。その場合はどうすればよいのでしょうか。

A18 社労士等の名前と支払い金額が確認できる部分の書類の写し（振込金受取書や利用明細書控、通帳、インターネットバンキングの場合は承認結果を印刷したもの）を添付してください。なお、この場合は内訳確認のため、内訳のわかる請求書の写しの添付してください。

8. その他

Q19 鶴岡市で社会保険労務士の紹介は行っていますか。

A 1 9 市では社会保険労務士の紹介は行っておりません。山形県社会保険労務士会のホームページで、山形県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士事務所が検索できますのでご活用ください。 URL : <https://www.sr-yamagata.or.jp>